

ID: 239

担当部署: 教育委員会事務局 科学教育センター

処分の概要	観覧料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市科学教育センターの設置、管理及び使用条例 第5条		
例規番号	平成5年条例第15号		
<p>【基準】 第5条の規定による。 (観覧料) 第5条 プラネタリウムを観覧しようとする者(以下「観覧者」という。)は、別表に定める額の観覧料を納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日